

一般社団法人住宅性能評価・表示協会
BELS 評価業務実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、BELS 評価業務実施指針（以下「指針」という。）に基づく業務を、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「当協会」という。）が、協会会員機関を対象とし実施するために必要となる事項を定めるものとする。

(評価業務の実施)

第2条 当協会は、以下の事項を記載した評価業務方法書を定めて業務を実施するものとする。

- 一 本制度の位置付け
- 二 評価業務の実施方法
- 三 省エネルギー性能等の表示の方法
- 四 業務に係る事務等（必要となる事務処理、評価機関の責務、評価業務の流れ及び必要となる様式など）

(部会等の設置)

第3条 当協会に BELS 部会（BELS 業務に関する運用等の審議を行う。）を設置する。

- 2 前項の部会及びこの他業務の実施に必要な WG（ワーキング）等（以下「部会等」という。）の設置は、企画運営委員会がこれを行う。
- 3 前項に定める部会等には、部会にあつては部会長、WG（ワーキング）にあつては主査を置くこととし、各部会等のメンバーから互選により選任する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、企画運営委員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。